平成２３年（フ）第７３号
長崎県南島原市深江町丙507番地３
破産者　堀江　見二
１　決定年月日　平成24年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
熊本市城南町東阿高1278番地９、開始決定時の住所熊本市城南町東阿高1284番地20
破産者　西村　伸幸
１　決定年月日　平成24年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３３５号
熊本市城南町東阿高1278番地９、開始決定時の住所熊本市城南町東阿高1284番地20
破産者　西村　末義
１　決定年月日　平成24年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第７２７号
熊本市城南町隈庄882番地９
破産者　椎葉　　茂
１　決定年月日　平成24年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４１号
大分県中津市沖代町２丁目４番38号Ｓコーポ沖代15号、開始決定時の住所大分県中津市大字永添375番地の３
破産者　今永　耕二
１　決定年月日　平成24年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第４５７号
福岡県久留米市御井町1872番地３、開始決定時の住所宮崎市大塚町大迫北平4116番地３
破産者　福﨑　和代
１　決定年月日　平成24年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１９２６号
福岡市中央区大名１丁目３番35―701号、前住所堺市北区東浅香山町３丁145番地東浅香山団地１―505号
破産者　木阪　善昌
１　決定年月日　平成24年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９６６号
埼玉県狭山市鵜ノ木16番25―405号、前住所埼玉県さいたま市浦和区駒場１丁目23番13号
破産者　谷島　正則
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２７７号
埼玉県川越市大塚新町45番地７
破産者　笠原　政輝
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２７８号
埼玉県川越市大塚新町45番地７
破産者　笠原しづ江
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２８９号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番７―103号新鶴団地
破産者　田代　秀雄
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３２１号
埼玉県所沢市中富南３丁目14番地の５サンライズＢ―202、破産開始決定時の住所埼玉県所沢市中富南１丁目５番地の４
破産者　笠原　慎也
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８５６号
埼玉県川越市大字小ケ谷140番地13
破産者　岩田　康宏
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第８７０号
埼玉県所沢市中新井３丁目20番Ｃ―901号
破産者　有川　光子（旧姓吉原）
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１７６８号
福岡県筑紫野市塔原南３丁目３番18号
破産者　轟木　正利
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５０１号
福岡県糟屋郡志免町南里６丁目22番８号エミネンス南里Ⅰ―203号、前住所福岡市東区和白東５丁目６番16号
破産者　川谷　良祐
１　決定年月日　平成24年２月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９６号
仙台市宮城野区西宮城野２番１―804号
破産者　早田　吉郎
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第２６４８号
名古屋市千種区千代が丘１番102―516号　千代が丘団地
破産者　山本　二郎
１　決定年月日　平成24年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部